

# I Cカード取扱規則に関する特約（バス）

制 定 2020年3月18日

最終改訂 2023年3月18日

## 第1編 総則

### （目的）

**第1条** この特約は、国際興業株式会社（以下「当社」という。）が、「国際興業株式会社 I Cカード取扱規則」に定めるサービス内容とその利用条件のうち、株式会社PASMOが提供するモバイルPASMOを使用した乗車券等（以下、「モバイルI C端末」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

### （適用範囲）

**第2条** PASMOのうちモバイルI C端末におけるPASMOのサービスは、国際興業株式会社 I Cカード取扱規則（以下、「I C規則」という。）に対する特約とし、I C規則と異なる取扱いについてはこの特約が適用する。

- 2 モバイルI C端末の使用について、この特約に定めのない事項については、I C規則、株式会社PASMOの定めるPASMO取扱規則、同PASMO取扱規則に関する特約、同モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約（以下、「会員規約」という。）、同PASMO電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則の定めるところによる。ただし、モバイルI C端末の特性上、適用可能な規定に限るものとする。
- 3 旅客がモバイルI C端末を当社で使用する場合は、I C規則に定めるI Cカードとして取扱う。
- 4 モバイルI C端末については、I C規則第4条から第6条、第9条、第10条、第13条から第15条、第16条第2項、第17条から第26条、第30条から第39条の規定は適用しない。

### （特約の変更）

**第3条** 当社は、この特約を相当な範囲で変更することがある。この場合は、当社は変更の時期及び変更の内容を予め当社ウェブサイト等に掲載する。

- 2 この特約が改定された場合、以後のモバイルPASMOにかかる取扱いについては、改定されたこの特約の定めるところによる。

### （用語の定義）

**第4条** この特約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「携帯情報端末」とは、モバイルPASMOが発行された携帯情報端末をいう。
- (2) 「記名モバイルI C端末」とは、会員登録されたモバイルI C端末をいう。

- (3) 「無記名モバイルＩＣ端末」とは、会員登録を行っていないモバイルＩＣ端末をいう。
- (4) 「モバイルＩＣＳＦ」とは、ＳＦにより旅客の運送等に供するモバイルＩＣ端末をいう。
- (5) 「モバイルＩＣ定期乗車券」とは、別に定めるＩＣバス事業者の定期乗車券の機能を付加したモバイルＩＣ端末をいう。

2 この特約に定めのない用語の定義については、ＩＣ規則、その他の関連する規則、会員規約等の定めによるものとする。

(契約の成立)

**第5条** モバイルＩＣ端末による旅客運送の契約は、バスＲ／Ｗで乗車処理を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

(使用方法)

**第6条** モバイルＩＣ端末を使用して、乗車するときに乗車処理が必要な場合はバスＲ／Ｗで乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合はバスＲ／Ｗで降車処理を行い、また、乗車処理及び降車処理が必要な場合は乗車時にバスＲ／Ｗで乗車処理を行い、降車時に同一のモバイルＩＣ端末によりバスＲ／Ｗで降車処理を行わなければならない。

- 2 1回の乗車につき、複数の媒体を同時に使用することはできない。
- 3 運賃支払い時に、ＳＦ残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金又は当社が別に定める方法で運賃を支払う。
- 4 モバイルＩＣ端末のＳＦを使用して回数乗車券、定期乗車券及び当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
- 5 10円未満のＳＦは、ＩＣ運賃を適用する場合を除き旅客運賃等に充当することはできない。
- 6 モバイルＩＣ端末の破損、バスＲ／Ｗの故障又はバスＲ／ＷによるモバイルＩＣ端末の内容の読み取りが不能となったとき、モバイルＩＣ端末はバスＲ／Ｗで使用できないことがある。
- 7 記名モバイルＩＣ端末は、当該記名モバイルＩＣ端末に記録された記名人本人以外が使用することはできない。
- 8 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルＩＣ端末を使用することはできない。
- 9 携帯情報端末の故障、および電池切れ等により、モバイルＩＣ端末が使用できなくなった場合は、当該乗車区間にに対する旅客運賃を現金等により收受する。

(個人情報の取扱い)

**第7条** モバイルＩＣ端末にかかる個人情報の取扱いは、会員規約等の定めるところによる。ただし、モバイルＩＣ定期乗車券等の定期乗車券等に関し当社が取得した個人情報は、次の各号の目的のために利用することがある。

- (1) モバイルＩＣ定期乗車券等にかかる申込内容の確認
- (2) モバイルＩＣ定期乗車券等の使用等にかかる連絡

(3) 定期乗車券等の発売事業者の規則等に基づく、当該モバイルIC端末に関するサービスの実施、改善および利用状況の分析

2 旅客が、株式会社パスモが定めるアプリケーションソフトを用いてモバイルIC定期乗車券を利用する場合、旅客に代わって当社は、当該アプリケーションソフトの開発会社およびその関係会社（以下「開発会社等」という。）に対し、モバイルIC定期乗車券にかかる発行会社・券面情報有無・区間名・券種・期間・使用開始日・使用終了日・運賃・継続および発行日の個人情報を、株式会社パスモが定める会員規約第8条第1項（利用目的）コ.（次に掲げる第三者提供）④の関連として当該規約に定める開発会社等における利用目的のためその他これらと関連性を有する目的のために、当該開発会社等に個人情報を提供するものとし、旅客は同意するものとする。

3 前項による開発会社等への個人情報の提供について、当社は株式会社パスモへ委託するものとする。

（制限または停止等）

**第8条** IC規則第9条第1項に定めるほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、当社が必要と認めたときは、モバイルIC端末の使用を一時停止、制限、中断または終了することがある。

2 前項による制限等を行ったことにより生じた損害について、当社はその責めを負わない。

## 第2編 モバイルICSF

### 第1章 発売

（モバイルICSFの発行）

**第9条** モバイルICSFはPASMO取扱規則に関する特約等の定めるところにより発行する。

（発行替え）

**第10条** PASMOカードから携帯情報端末への発行替えは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。このとき、発行替え後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当するPASMOカードの場合は取扱うことができない。

- (1) 無記名PASMO
- (2) 持参人IC定期乗車券が付加された無記名PASMO
- (3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券
- (4) 小児用PASMO、および一体型PASMO
- (5) 企画乗車券およびモバイルIC端末で発売できない乗車券が付加されているPASMO

- 3 第1項による発行替えを行った場合、有効なバスIC一日乗車券等は失効する。
- 4 モバイルICSFからPASMOカードへの発行替えはできない。

(チャージ)

**第11条** モバイルICSFは、IC規則の定めによるチャージのほか、PASMO取扱規則に関する特約の定めにより、チャージすることができる。

(SF残額等の確認)

**第12条** モバイルICSFのSF残額およびSF残額履歴は、PASMO取扱規則またはPASMO取扱規則に関する特約の定めにより、モバイルIC端末を処理する機器、またはモバイルPASMOアプリ等の機能により確認することができる。

- 2 前項にかかわらず、次の各号に定める場合の表示または印字による確認はできないものとする。
  - (1) 出場処理がされていないSF残額履歴
  - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのSF残額履歴
  - (3) 第17条の規定によりモバイルICSFを再発行等したときの再発行等以前のSF残額履歴

## 第2章 運賃

(IC運賃の減額)

**第13条** 旅客がモバイルICSFを用いて乗車する場合、運賃支払い時に当該乗車区間の大人普通旅客運賃1名分を減額する。

- 2 上記運賃支払い以外の場合は乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができる。
- 3 無記名モバイルIC端末から大人普通旅客運賃以外の運賃支払いの申告がなく使用する場合は、小児にあっても大人普通旅客運賃1名分を減額する。
- 4 第6条第3項による場合は現金運賃を適用し、モバイルICSFで減額した金額との差額を現金または当社が別に定める方法により支払う。

## 第3章 効力

(効力)

**第14条** モバイルICSFにより乗車する場合の効力は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとする。
- (2) 乗車後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。

(無効となる場合)

**第15条** モバイルICSFは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となったモバイルICSFの取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

- (1) 乗車処理後のモバイルICSFを他人から譲り受けた場合
  - (2) 記名人の情報が登録されたモバイルICSFを当該記名人以外の者が使用した場合
  - (3) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。
- (1) 偽造、変造又は不正に作成されたモバイルICSF若しくはSFを使用した場合
  - (2) 旅客の故意又は重大な過失によりモバイルICSFが障害状態になったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

**第16条** 前条の規定に該当し使用した場合、運送約款の定めにより現金運賃に基づいた普通旅客運賃・割増運賃を收受する。

#### 第4章 再発行

(紛失、故障等に伴う再発行)

**第17条** モバイルICSFを紛失又は故障した場合は、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルICSFの再発行の取扱いを行う。

(免責事項)

**第18条** 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

- 2 携帯情報端末を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。
- 3 モバイルPASMOを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイルICSFのサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。
- 4 携帯情報端末の紛失または故障のためモバイルICSFの再発行の取扱い、その他コンピュータシステム処理等を行ったことに伴い、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 5 モバイルPASMOを使用する携帯情報端末の機種変更を行う場合、株式会社パスモが定める所定の手続きを行わなかったことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 6 発行替えにより、バスIC一日乗車券等が失効したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

## 第5章 払いもどし

(払いもどし)

**第19条 モバイルICSFが不要となった場合は、PASMO取扱規則に関する特約等の定めにより  
払いもどしを行う。**